

動物由来感染症対策について

世界における狂犬病の発生状況



獣医師による感染症の届出件数 (2008~2010年抜粋)

年次	二類感染症		三類感染症	四類感染症	累計
	鳥インフルエンザ (H5N1)		細菌性赤痢	エキノコックス症	
	鳥類		サル	犬	
2008	5	29	1	35	
2009	0	34	2	36	
2010	9	59	1	69	
累計	14	122	4	140	

輸入動物届出実績 (2010年)

	哺乳類	鳥類	齧歯目の死体	総計
届出件数 (件)	2,281	1,429	4	3,714
届出数量 (匹/羽)	452,093	20,863	2,611,960	3,084,916

性感染症報告数の年次推移

定点報告

	2000年 (12年)	2001年 (13年)	2002年 (14年)	2003年 (15年)	2004年 (16年)	2005年 (17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)	2008年 (20年)	2009年 (21年)
定点医療機関数	897	911	917	920	916	931	946	968	971	961
性器クラミジア 総数	37,028	40,836	43,766	41,945	38,155	35,057	32,112	29,939	28,398	26,045
男	15,856	17,497	18,284	17,725	16,533	15,220	13,909	13,176	12,401	11,845
女	21,172	23,339	25,482	24,220	21,622	19,837	18,203	16,763	15,997	14,200
性器ヘルペス 総数	8,946	9,314	9,666	9,832	9,777	10,258	10,447	9,223	8,292	7,760
男	3,907	3,957	4,074	4,075	3,874	4,129	4,311	3,757	3,383	3,078
女	5,039	5,357	5,592	5,757	5,903	6,129	6,136	5,466	4,909	4,682
尖圭コンジローマ 総数	4,553	5,178	5,701	6,253	6,570	6,793	6,420	6,197	5,919	5,270
男	2,511	2,814	3,044	3,299	3,628	3,795	3,547	3,472	3,357	2,981
女	2,042	2,364	2,657	2,954	2,942	2,998	2,873	2,725	2,562	2,289
淋菌感染症 総数	16,926	20,662	21,921	20,697	17,426	15,002	12,468	11,157	10,218	9,285
男	14,196	17,205	17,591	16,170	14,299	12,374	10,236	9,104	8,203	7,358
女	2,730	3,457	4,330	4,527	3,127	2,628	2,232	2,053	2,015	1,927

全数報告

	2000年 (12年)	2001年 (13年)	2002年 (14年)	2003年 (15年)	2004年 (16年)	2005年 (17年)	2006年 (18年)	2007年 (19年)	2008年 (20年)	2009年 (21年)
梅毒 総数	759	585	575	509	533	543	637	719	839	691
男	512	400	395	388	408	411	441	521	622	523
女	247	185	180	121	125	132	196	198	217	168

※ 対象感染症の類型及び疾患名称は、2007年12月31日時点である。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金(下記2.の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他の措置を講ずる。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
ロ 肝硬変(軽度)	2,500万円
ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。)	1,250万円
ニ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎	
(i) 現在、慢性肝炎にり患している者 等 (※1)	300万円
(ii) 過去、慢性肝炎にり患した者のうち、(i)以外の者	150万円
ホ 無症候性持続感染者(への者は除く。)	600万円
ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

(※1) 現に慢性肝炎にり患していないが、治療を受けたことのある者

- (2) 訴訟手当金: 弁護士費用、検査費用を支給
- (3) 追加給付金: 病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額との差額を支給
- (4) 定期検査費等(※2): 無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給
- (5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。
- (6) 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。

(※2) 母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当
(※3) 母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保する。

5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【公布日】平成23年12月16日 【施行日】平成24年1月13日(一部の規定については、公布の日から施行)